

第1回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時）

平成20年1月22日（火） 18:28～19:07

（場 所）

松山市三番町4丁目11-6
KH三番町プレイス 3F 第1会議室

（出席者）

委員：宇都宮委員、土居委員、前田委員、三好委員、吉川委員（五十音順）
計5名（欠席者なし）

事務局：水口事務局長、増元総務課長、羽藤事業課長、藤田総務企画係長、
小川資格管理係長、北須賀医療給付係長、岡井課長補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 水口事務局長あいさつ
- 3 審査会委員・事務局職員紹介
- 4 議題
 - (1) 会長選出
 - (2) 会長職務代理者の指名
 - (3) 報告事項、申し合わせ事項等
 - (4) その他
- 5 閉会

（議事内容）

- 4 議題
 - (1) 会長選出
審査会会長に前田委員を選出
 - (2) 会長職務代理者の指名
審査会会長職務代理者に吉川委員を指名
 - (3) 報告事項、申し合わせ事項等
《資料に基づき事務局説明》
 - ・個人情報取扱事務開始の届出について
個人情報保護条例第6条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度確立等を目的とした個人情報取扱事務開始届書の提出があったため、同条第4項の規定に基づき個人情報取扱事務の名称・目的・個人情報の対象者の範囲等について報告を行った。

- ・ 審査会の取り扱いについて
審査会の開催等の周知については、ホームページで行い、審査会は原則として公開し、傍聴を可能とする。ただし、不服申立てに係る調査審議の手続きについては、公開しない。
また、会議録については、必要事項を要点筆記により記録し、会長を含む2名の委員による署名を行い、ホームページで公表を行う。ただし、非公開の部分は除く。
- ・ 今後審査会の取扱いにおいて軽微なものについては、会長及び事務局に一任し、重要なものについては、審査会に諮ることとする。

《質疑・応答》

委員からの質疑・応答なし。

事務局案について、全会一致で承認される。

(4) その他

事務局から後期高齢者医療制度の概要説明を行う。

《資料に基づき事務局説明》

広域連合と市町の役割分担、加入対象者（被保険者）、医療機関にかかる場合の一部負担、保険料の計算方法等について概要説明を行い、次のような質疑・応答があった。

《質疑・応答》

- 1 後期高齢者医療の被保険者証の交付等について
被保険者証については、カードタイプで、一人に1枚発行されます。
交付時期については、3月中旬から月末にかけてお住まいの市町から被保険者の方に郵送されます。
- 2 後期高齢者医療の保険料及び計算方法について
保険料については、国民健康保険は世帯単位での負担でしたが、後期高齢者医療制度では個人単位となります。
保険料については、被保険者全員が負担する均等割と年金等の所得に応じて負担する所得割の合計額になります。
また、低所得者の方については、7割・5割・2割の軽減措置があります。
- 3 後期高齢者医療制度の住民への周知啓発について
制度の住民への周知啓発については、各市町の広報紙に掲載するとともに、各市町で地区ごとに住民説明会を行っております。
また、広域連合においては、県内全戸配布用のリーフレットの作成を行うとともに、テレビ・新聞等での周知啓発について検討しているところであります。

署名委員

会 長

前 田 繁 一

委 員

宇都宮 嘉 忠